

# 有害鳥獣捕獲奨励事業に係る補助金交付要綱

令和4年11月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）が行う山陽小野田市有害鳥獣捕獲奨励事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱における補助金の交付対象者、補助金額等は別表のとおりとする。

2 山陽小野田市有害鳥獣対策協議会長（以下「協議会長」という。）は、適法に事業を実施した交付対象者に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、協議会長が定める期日までに有害鳥獣捕獲奨励事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に協議会長が必要と認める資料と有害鳥獣捕獲奨励事業補助金交付請求書(様式第2号。以下「請求書」という。)を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付)

第4条 協議会長は、申請者から申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、申請者が提出した請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第5条 協議会長は、補助対象者がこの要綱若しくはこの要綱に基づく指示に違反し、又は虚偽の申請をしたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事業名	交付対象者	補助金額
<p>有害鳥獣捕獲奨励事業</p>	<p>市内の各地区猟友会 または市内在住者</p> <p>自衛わなでの捕獲は 交付対象としないこ と。なお、各地区猟友 会員は所属する猟友 会から申請すること とし、市内在住者は以 下の事項に全て該当 する者とする。</p> <p>① 捕獲(狩猟を含む) 時点で、狩猟者が 市内在住であるこ と。</p> <p>② 捕獲者と補助金申 請者が同一である こと。</p>	<p>有害鳥獣を山陽小野田市 内で適法に捕獲し、その 確認資料(鳥獣の尾)を提 出した者に対する奨励金</p> <p>①イノシシ1頭当たり 4,000円</p> <p>②サル1頭当たり 13,000円</p> <p>③シカ1頭当たり 5,000円</p> <p>④ヌートリア1頭当たり 2,000円</p>

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

山陽小野田市有害鳥獣対策協議会長 あて

住所又は所在地

申請者 氏名又は団体名

代表者氏名

有害鳥獣捕獲奨励事業補助金交付申請書

年度において、有害鳥獣捕獲奨励事業補助金の交付を受けたいので、有害鳥獣捕獲奨励事業に係る補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円

添付資料

- ・捕獲実績を明らかにする書類及び捕獲鳥獣の尾

(参考)

年 月 日

山陽小野田市有害鳥獣対策協議会長 あて

住所又は所在地

氏名又は団体名

代表者氏名

印

年度有害鳥獣捕獲実績報告書

山陽小野田市市内において下記のとおり有害鳥獣を適法に捕獲したので、報告  
します。

記

(例)

鳥獣の 種 類	捕獲 数	捕獲した 年月日	捕獲した 場 所	捕獲者	捕獲に使用 した猟具
イノシシ	5	R4. 11. 11	E-0122		ライフル銃
イノシシ	2				箱わな
イノシシ	1				くくりわな
シカ	1				

合計 イノシシ ○○頭 シカ ○頭

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

山陽小野田市有害鳥獣対策協議会長 あて

住所又は所在地  
補助対象者 氏名又は団体名  
代表者氏名

有害鳥獣捕獲奨励事業補助金交付請求書

年度有害鳥獣捕獲奨励事業補助金について、有害鳥獣捕獲奨励事業に係る補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 一金 円也

2 振込先

口座 振込 銀行 等	金融機関名	支店名	口座名義人（カタカナ）
	種目	普通 ・ 当座 ・ 預金	
	口座番号		